

王子労基署からのお知らせ

(令和6年11月)

☑ 「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などの取組を集中的に実施します。

① 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

【東京中央会場】 令和6年11月6日(水) 13:45~17:00

イノホール (千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング)

【東京会場】 令和6年11月25日(月) 14:00~16:30

ティアラこうとう 大会議室 (江東区住吉2-28-36)

※申込、お問合せは特設ホームページからお願いします。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

② 「過重労働解消相談ダイヤル」の設置

令和6年11月2日(土)を特別労働相談受付日とし、フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

(フリーダイヤル 0120-794-713 9:00~17:00)

☑ 業務改善助成金の利用をご検討ください。

【令和6年度申請期限 令和6年12月27日】

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

【対象事業者・申請の単位】

- ・中小企業・小規模事業者であること
 - ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
 - ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
- 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる)事業場ごとに申請いただきます。

【対象となる設備投資】

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

厚生労働省では、申請書と事業実績報告書・支給申請書を簡単に作成することができる申請書等簡易作成ツールをホームページに掲載しています。

助成の上限額・助成率等、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

業務改善助成金

検索

東京労働局公式X(旧ツイッター) 公式アカウント@tokyoroudouMHLW

雇用、労働における各種施策や東京都内の労働基準監督署及びハローワークにおけるイベント情報等をお届けいたします!!

※公式Xに寄せられたコメントへの返信は行っておりません。

こちらからフォロー!!!



問 合 先: 王子労働基準監督署
方面 03-6679-0183

安全衛生担当 03-6679-0186 労災課 03-6679-0226



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

また、「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

- ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！
 - やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
 - 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。
- ② 発注内容は明確にしましょう！
 - 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
 - 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。
- ③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう！

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。

特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

【お問合せ先】

■ 労働時間等設定改善法については、

東京労働局雇用環境・均等部指導課へ 電話 03-6867-0211

■ 中小企業の取引上の悩み相談は、

下請かけこみ寺へ（受付時間）9:00～12:00／13:00～17:00

電話 0120-418-618（土日・祝日・年末年始を除く）

しわ寄せ防止特設サイト

検索

東京都最低賃金改正のお知らせ

※ 東京都最低賃金は、令和6年10月1日から
時間額1,163円に改正されました。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

< 問合せ先 >

東京労働局労働基準部賃金課（TEL 03-3512-1614（直通））

東京働き方改革推進支援センター（TEL 0120-232-865）

問 合 先： 王子労働基準監督署

方面 03-6679-0183

安全衛生担当 03-6679-0186

労災課 03-6679-0226